

# 大学監査協会ニュース

No.1

## 大学監査協会の発足に当って

会長 奥島孝康

今日ほど大学（とりわけ私立大学）にとって困難な時代はない。内的要因としては、18歳人口の減少による定員割れの恒常化があり、外的要因としては、公的助成の減少と資金運用の行き詰り（それどころか、評価損の急増化）などがある。大学受難時代の幕開けといつてよい。

当然のことながら、この時代を各大学がどう乗り切るか、各大学とも途方にくれているかどうかはともかく、各大学とも生き残りをかけて相当苦労していることは間違いないところであろう。ところがやっかいなことに、各大学が現在遭遇している問題に対してはその正解はないといってよい。なぜならば、今日の事態は構造的な問題といってよく、一大学の小手先の対応・戦術で解決するような事態ではないからである。ここは、なんとしても血を流す改革を伴なおうとも、スクラムを組んで耐え忍ぶほかはない。

そのためには、財務上の改善をはかるとともに、大学の評価を高めるあらゆる工夫に努めるべきであろう。学生に大学の魅力をアピールするとともに、財務基盤の確立に努めるほかないであろう。これからは、「小事が大事」であり、できることであればあらゆる改善・改革を実行するくらいの覚悟をもつべきであろう。これから始まる大学間の激しい生き残りレースを考えば、躊躇している時間的余裕はもはやないといわねばならない。

そこで、本協会は、大学のガバナンスとか内部統制システムの構築について、共同研究、指導、コンサル的業務等々を通じて会員校をサポートするとともに、講習会、事例研究会等を開催して、会員校のサバイバルのための基礎知識の習得をはかることを目指すものである。もとより、本協会の主催するさまざまな催しに参加するのは、各会員校の担当役員と中堅幹部が中心となるであろう。つまり、大学運営を実務的に担う責務を負う教職員であろう。そして、これらの人たちが日頃感じている具体的な問題点とその解決のためのアプローチを中心にディベートすることのできる場を提供することができればと思う。

財務上では、そのリスク管理が中心となり、この分野ではかなり高度の専門性を要求されることになるであろうが、当協会にはほとんどの有力な監査法人が参加されているので、経営に必要な財務センスを養うことが可能である。

問題は、教育と研究に対するガバナンスである。財務情報の信頼性確保は、その公開が法律上で義務づけられたのであるから、これからはその義務を怠るわけにはいかない。しかし、これから大学が社会からの信頼性を確保するために決定的に重要なのは、いわゆる教育と研究に対する評価である。この点で高い評価を獲得すか否かが、からの大学の未来を決めかねない。本協会の大学監査は、まさしく大学評価を高めるにはどうすべきかに焦点が絞られることになるであろう。

いずれにしても、からの大学は、その全能力を絞り、いかにその存在感を社会にアピールしてその共感を得るかに未来がかかっている。そのためには、大学の理事者や中堅幹部は、その属する大学のすべての能力と資源を明確に把握し、高い戦略的観点からそれらを投入する分野を選択することにより、その未来を拓いてゆかねばならない。本協会はそのための会員校の強力なる支援団体となりたいと念じている。

#### 設立時役員（平成 21 年 1 月 30 日）

会長（理事）	奥島孝康	早稲田大学
副会長（理事）	佐伯弘治	日通学園
	八田英二	同志社大学
専務理事（理事）	藤田幸男	早稲田大学
理事	衛藤卓也	福岡大学
	小川秀興	順天堂
	高祖敏明	上智学院

理事	長田豊臣	立命館
	中村清	日本内部監査協会
	納谷廣美	明治大学
	星宮望	東北学院
監事	大田原真美	青山学院
	中野淑夫	日本公認会計士事務所

一般社団法人 大学監査協会

## 設立記念講演会

日時：平成 21 年 4 月 11 日（土） 13 時～15 時

会場：青山学院大学 総研ビル（14 号館）12 階大会議室

- |         |        |                  |
|---------|--------|------------------|
| 1. ご挨拶  | 豊岡 宏規氏 | 文部科学省高等教育局私学部参事官 |
| 2. 講演 1 | 増田 宏一氏 | 日本公認会計士協会 会長     |
| 3. 講演 2 | 中村 清 氏 | 社団法人日本内部監査協会 会長  |
| 4. 講演 3 | 奥島 孝康氏 | 一般社団法人大学監査協会 会長  |

【司会】 これから記念講演会を始めたいと思います。大勢の皆様にお集まりいただきましてありがとうございます。私、司会進行を務めさせていただきます協会の専務理事の藤田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご案内のように、私立大学をめぐる状況は大変厳しいものがございます。そういう危機を乗り越えていくためには、どうしてもガバナンスの強化あるいは経営の透明性を高めるということが必要かと思います。そういう趣旨で 1 月の 30 日に一般社団法人として大学監査協会を設立いたしまして、これが最初の仕事でございます。これから具体的な計画を立てまして、会議であるとか、あるいは勉強会であるとか、いろいろと開いていきたいと思いますので、今後ともよろしくご支援をいただきたいと思います。

本日の講演は 3 名の先生方にお願いしてございます。お一方は日本公認会計士協会の増田会長、それから日本内部監査協会の中村会長、それから最後に当協会の奥島会長。そのご講演に先立ちまして、本日はわざわざ文部科学省の高等教育局私学部の豊岡参事官にお越しいただきまして、ご挨拶をいただくということになっております。

それでは最初に豊岡参事官からご挨拶いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ご挨拶

豊岡 宏規氏

文部科学省高等教育局私学部参事官

皆様、こんにちは。ご紹介をいただきました私、文部科学省の私学部参事官をしております豊岡と申します。ご挨拶をさせていただきます。

今、藤田専務理事からお話をございましたけれども、今年の1月に一般社団法人大学監査協会が設立されましたことを、心からお慶び申し上げます。大学監査協会は、監査体制の充実によって、学校法人のガバナンスの強化と経営の透明性の確保を実現していくことを通じて、私立大学がその社会的責任を一層果たせるようにしていくという趣旨に立って設立されたと伺っております。

私は文部科学省私学部で、学校法人の管理運営、財務、会計などを担当しております。こうした職務を担当する中で、学校法人がそのガバナンスを高める、コンプライアンスを向上させるということを通じましてその社会的な責任を果たしていただくことの重要性を痛感している者一人といたしまして、大学監査協会が今後、所期の目的の達成に向けていろいろな活躍をされることを心から願っているものでございます。今日の講演会は、先ほどお話をありましたけれども、大学監査協会の実質上、最初の事業だということでございます。先ほどご紹介されたそうそうたる先生方のお話を聞けるということで、私も楽しみにしております。大学監査協会の設立趣意書にも言及されておりますが、平成16年に私立学校法の改正がございました。今日は主催者からこの私学法の改正の内容や趣旨について簡単にご説明するようご依頼がございましたので、このことについてはご案内の方がたくさんおられるかとは思いますけれども、この場をお借りし、確認の意味を込めまして簡単にお話をさせていただきたいと思います。

平成16年に私立学校法が改正され、平成17年度から施行されておりますが、改正のポイントは3つあったわけでございます。その第1は「学校法人の管理運営制度の改善」、第2は「財務情報の公開」、第3は「私立学校審議会の構成の見直し」という3つの改正のポイントがあったわけでございますけれども、本日はそのうちの「学校法人の管理運営制度の改善」、それから「財務情報の公開」の2点について触れさせていただきたいと思います。

まず、「学校法人の管理運営制度の改善」については、さらにこの中に3つの事項がございまして、1つが「理事制度の改善」、2つ目が「監事制度の改善」。監事制度につきましては大学監査協会の先生方も大変関係が深いかと思います。それから3つ目が「評議員会制度の改善」でございます。

1つ目の、「理事制度の改善」につきましては、従来は理事は5人以上、法人の業務は理事の過半数で決するというのが法律上の仕組みでございました。理事会については法令上の規定が設けられていなかったわけでございます。ほとんどの学校法人におかれでは理事会を設けられていたという実態はあったと伺っておりますけれども、法令上の規定はございませんでしたのでその実態もさまざまであったというふうに聞いております。そこでこの改正では、責任の所在を明らかにするといった観点から理事会を必置として、学校法人の意思決定機関として位置付けることとされました。つまり、学校法人の業務は対的に

は理事会で決定して、対外的にはその理事会の決定に従って代表権を有する理事長等が業務を執行するということとされました。業務の決定機関と執行機関を明確に分けることで、それぞれの権限、責任を明確化したということでございます。

また、従来はすべての理事が代表権を持っていて、必要に応じて寄附行為によりまして代表権を制限できるという規定でございましたけれども、これも権限や責任の所在を明確にするという観点から、原則としましては理事長のみが代表権を持つこととし、必要に応じて寄附行為によって他の理事の方にも代表権を与えることができることとされました。従来の原則と例外の関係が入れ替わったかたちになっているということでございます。

さらに理事に関しましては、従来は、任期とか選任・解任の手続きについて法令上の定めがございませんでした。こうしたルールがないために起こるトラブルを未然に防ぐといった観点から、理事の任期、選任・解任の手続きにつきましては、寄附行為の必要的記載事項とすることとされました。そのほか経営機能を強化するという観点から、新たに外部理事を少なくとも1名は選任していただくこととされました。

次に、2つ目の「監事制度の改善」についてでございますけれども、まず監事の監査の充実のために新たな職務として、監査報告書の作成と監査報告書の理事会、評議員会への提出という職務が追加されました。

この監査報告書は、他の財務書類とともに、後ほど触れますけれども、利害関係人への閲覧にも供することとされました。また、従来は、監事には選任方法について法令上の定めがなかったわけですけれども、監査される立場の理事会側のみの関与で監事が選任されることのないように、監事の選任は評議員会の同意を得て理事長が選任するよう法定化されました。併せて、これも理事の場合と同様ですが、監事の任期、選任・解任の手続きも寄附行為の必要な記載事項とされました。

それから、監査の適正性や客觀性を高める観点から、これも理事の場合と同様に外部監事を少なくとも1名以上は選任していただくこととされました。

さらに、従来から監事は理事または職員との兼職は禁じられておりましたものの、評議員との兼職には制限がございませんでしたが、監事の独立性を確保するために、監事と評議員の兼職も禁止されました。

それから、3つ目の「評議員会制度の改善」でございますけれども、その改善事項としては、理事会の方針の妥当性を評議員会が適切に判断していただくことができるよう、理事長に2つのことを義務付けるということが行われました。1つは、理事長は次年度の事業計画についてあらかじめ評議員会から意見を聞いていただくということで、もう一つは、理事長は評議員会に前年度の事業実績を報告して意見を聞くこと、この2つのことが新たに理事長に業務付けされました。

それから、先ほど触れたことに重複いたしますけれども、監事が作成した監査報告書を

評議員会に提出いただくこととされ、また、監事の選任に当たりましては、必ず評議員会の同意を得て理事長が選任することとされております。

以上が改正事項のポイントの第1の「学校法人の管理運営制度の改善」についてでございますが、続きまして、改正事項のポイントの第2の「財務情報の公開」でございます。

公共性の高い法人として学校法人がより主体的に説明責任を果たしていただくという観点から、財務書類の公開に関する改正が行われました。具体的には、学校法人は毎会計年度終了後2カ月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書を作成して、先ほど触れました監事の監査報告書とともに各事務所に備えて置いていただき、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求がございました場合には、正当な理由がある場合を除いてこれらを閲覧に供しなければならないものとされました。ここで利害関係人と申しますのは、法律の条文の中に明示されております在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する方、例えば、在学者の保護者でござりますとか当該学校法人と雇用契約関係にある方、それから当該学校法人に対する債権者とか抵当権者、そういう方々がこの利害関係人に該当すると法律上は解釈されております。このことを通じまして、学校法人の管理運営面の透明性が向上すること、適正な管理運営が行われることが期待されているわけでございます。

なお、学校法人が法律上義務付けられています財務情報の公開については今、申し上げたとおりですけれども、文部科学省では、学校法人が公共性の高い法人としての説明責任を果たして、広く社会からの理解と協力を得られるように、財務状況のみならず、例えば教員組織や施設設備等の教育環境に関する情報、また、受験者数、合格者数、入学者数などの入学者選抜に関する情報なども、積極的に各学校法人において公開していただくよう様々な機会を通じてお願いをしております。

以上、申し上げましたとおり、平成16年の私立学校法の改正におきましては、理事、監事、評議員会それぞれの権限や役割分担を明確にする制度改革や利害関係人からの請求に応じて財務書類等を閲覧に供することの義務付けについての制度改革などが行われたわけでございますけれども、これらは学校法人が自主的、自律的に管理運営する機能を高めていただくとともに、公共性の高い法人として自ら説明責任を果たしていただくといったことを意図しての改正であったということでございます。

これは皆さんご案内のとおりでございますけれども、私立学校の制度、学校法人の制度は私立学校法の第1条に定めてありますとおり、「私学の自主性の尊重」と、「私学の公共性の向上」という2つのことを基本原則として制度ができているわけでございます。先ほどの平成16年の改正もこの原則に立って行われているわけですけれども、実際に各学校法

人でこうした私学あるいは学校法人の原理原則、こういったことを十分踏まえて私学経営に当たっていただくことが非常に大切なことと思っております。その前提となるのがガバナンスとかコンプライアンスを不斷に向上させていく意識や仕組み、内部統制の改善といったことになると思います。私学がこれからますます発展していく上で、監事の皆様、内部監査に携わっておられる皆様、そして公認会計士・監査法人の皆様の担う役割は大変大きいものがあると考えております。

結びに、この三者の方々のご参画による大学監査協会の活動の充実と今後ますますのご発展を今一度祈念申し上げまして、私からの冒頭のごあいさつに代えさせていただきたいと思います。

ご清聴どうもありがとうございました。

【司会】 豊岡参事官、大変ありがとうございました。私学法の改正自体はもう数年前のことございますが、私どもの協会の設立に当たりまして、改めて平成16年の私学法の改正の趣旨を今、お話ししていただいたわけでございます。

それでは、これからご案内のように講演会を始めたいと思います。最初にご登場いただきますのは日本公認会計士協会会長の増田先生でございます。増田会長からは大変丁寧に資料をちょうだいしております、多分、皆さんのところにお配りしてあるかと思います。それを参考にしながらお話を聞いていただければと。

では増田先生、どうぞ。

## 講演1

増田 宏一氏

日本公認会計士協会 会長

ただいまご紹介いただきました日本公認会計士協会の増田でございます。本日、大学監査協会の設立記念講演会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げたいと思います。

こうした記念講演会にお招きいただきまして本当にありがとうございます。ただいま、司会の藤田先生からお話をございましたけれども、本年1月30日に登記を済ませて正式に大学監査協会が発足されたことは非常に時宜を得たもので、皆さまの熱意とご努力に深く敬意を表したいと思います。

ご承知のように、現在、米国のサブプライム問題を契機に世界同時不況に突入し、日本でも経済的に大変厳しい環境にあります。こういった中で天然資源の非常に乏しい我が国

においては、やはりこの厳しい時代を乗り切るには、人材、すなわち、人的資源の育成というものが非常に大事だと思いますし、そういう意味では、学問研究と人材育成を社会的使命としている学校法人は、非常に大事な社会的基盤を担っておられます。

学校法人は少子高齢化の時代を迎えておりまますし、他方、社会活動のグローバル化、あるいは情報化、専門化等が進展し、社会のニーズも非常に多様化しております。これに対応した教育や研究が重要な社会的要請となっておりますけれども、こうした社会的要請に応えるためには、先ほど来お話をございました学校法人のガバナンスの強化という観点が非常に重要だと思っております。

大学監査協会が新たに設立され、大学のガバナンスの充実・向上を目的に船出をされたということは非常に喜ばしいことであり、まず、一言お祝いのご挨拶をさせていただきました。

#### 会計監査の役割

さて、限られた時間ではございますけれども、お手元に大学ガバナンスにおける監査の役割という簡単なレジュメをまとめさせていただきました。今日は、われわれ公認会計士という立場を中心にお話をさせていただこうと思っております。会計監査の役割には、ガバナンス機能としての会計監査とディスクロージャー機能としての会計監査の2つがあります。

従来からよく三様監査と言われております。今日もこのあと内部監査協会の中村さん、それから大学監査協会の奥島さんからお話があると思いますけれども、学校法人監査には、外部監査と内部監査があり、公認会計士、あるいは監査法人による外部監査というのは三様監査の一翼を担っているわけです。いわゆる、内部監査というのは、会社の場合は、監査役だとか監査委員会があり取締役等の執行状況の監視をするということになっており、さらに、取締役の下に内部統制等を監視する内部監査制度が設けられております。学校の場合は、役員の執行状況の監視は監事さんが担うことになり、学校法人によっては、役員の下に内部監査制度が設けられております。それを外部の第三者である監査法人等が会計監査を通じてガバナンス機能を担うということになります。

先ほど、少しお話をございましたけれども、学校法人についてもディスクロージャー、すなわち、学校法人の利害関係者に対して学校情報を開示することが重要になってきております。会社ではご承知のように外部資金の調達が行われますので、ディスクロージャーを通じて投資家等に財政状態や経営成績の開示が義務付けられており、公認会計士の監査が証券市場の信頼性確保だとか株主保護のために公開される財務情報の信頼性を担保するという役割を担ってきております。

学校法人もご承知のように一般の会社と同じように大規模化しておりますし、また、その活動内容も複雑化しているという中で、ガバナンスをいかに確保していくかというのが重要になってきています。そういう意味では、学校法人を含む非営利法人についてではあ

りますけれども、ガバナンス機能を担うという意味の会計監査というのは非常に重要な思っています。

#### わが国の主な非営利法人監査

我が国の学校法人を含む非営利法人の監査も配布資料の通り、多様化し拡大してきております。学校法人監査は、私学振興助成法に基づき補助金を受けている学校法人を対象として公認会計士の監査が行われておりますし、学校法人の設立許認可申請の際の公認会計士監査というのがございます。国立大学法人についても、公認会計士の監査が行われております。独立行政法人だとか地方独立行政法人は総務省の管轄ですけれども、公認会計士の監査が導入されております。労働組合についても公認会計士の監査が行われております。公益法人につきましても、平成14年の関係閣僚会議の申合わせとして要請監査が行われてきましたが、平成20年12月1日から施行されました新公益法人制度の下で法定監査になりました。その結果、監査対象数は相当減少することになりますが、公益法人についても会計監査が義務化しております。

このように、ガバナンス機能強化という観点から非営利法人の監査が拡大してきております。

#### 三様監査

さて、先ほど申し上げました三様監査につきましては、随分長い間こういうことについて言わせてきているわけです。営利を目的とする株式会社に限らず、非営利法人においても大規模化した組織体においては外部監査と内部監査がございまして、内部監査の中でとくに役員の執行を監視する監事監査あるいは監査役監査と言つてもいいと思いますけれども、それと、役員の下に設けられている内部監査制度の2つがあります。それから、われわれ外部の監査人である監査法人等が行う会計監査を総称しまして、3つの監査ということで三様監査というふうに言つておきます。

まず、外部監査のほうを簡単に説明しますと、ご承知のように独立した第三者の会計・監査の専門家である公認会計士あるいは監査法人が、外部の目から見て独立した立場で財務情報の監査を行い、その適正性を利害関係者に対して担保することになっております。

それから、内部監査の一つが監事の監査です。これはいわゆる非営利法人あるいは公益法人等の非営利法人監査では監事がその役割を担っております。株式会社ですと監査役あるいは監査委員会が役員の執行状況を監視するための機関として設置することが求められております。監事や監査役の機能は、会計監査とともに、業務監査のほうも求められています。

それから、内部監査人というのは執行役員の下で内部統制等を監視していくということですね。これを整備する組織体がだんだん増えてきておりまして、おそらく、上場してい

る株式会社ではほとんどの会社はこれを置いていると思います。そういう意味では、これから学校法人も含めました非営利法人においても、内部監査制度が整備されていくということになると思います。

#### 学校法人の組織と監査システム

学校法人の組織と監査システムについては、先ほど文科省の豊岡さんからお話をございましたのであまり詳しくは申し上げませんけれども、理事、理事会、監事、評議員会という機関があり、それぞれの役割が規定されております。

次に、私立学校振興助成法による計算書類の監査が要求されております。これはご承知のように、国から補助金を受ける学校法人には、貸借対照表だとかその他の財務計算に関する書類の作成が要求されておりまして、これには公認会計士あるいは監査法人による監査報告書の添付が義務付けられております。

そして、内部監査部門の設置ということで、先ほど株式会社、特に上場している会社においてはほとんど設けられているという話をしました。内部監査部門の設置は特に学校法人において法定化されているわけではありませんが、その設置状況は、国立大学では約93%、それから私立大学ですと32%、3割ぐらいです。これは、平成18年の調査でちょっと古いですけれども、私立学校振興・共済事業団の調査結果です。ガバナンスの基盤としましては、やはり、内部統制というのは非常に有効なので、これを充実していくということが求められています。

上場会社につきましては、昨年4月から内部統制制度そのものについて経営者の報告書が求められ、当該報告書に対する公認会計士の監査制度も導入されております。新聞等でご覧になっている方もあるかと思いますけれども、そういう状況にあります。

#### 学校法人の運営改革

それから、学校法人の運営改革に触れたいと思います。1番目としましては学校法人をめぐる環境の変化としましては、少子高齢化社会の到来ということです。少子高齢化が進む中でご承知のように若年層が減少しまして、財政基盤の確保という意味でも定員の確保が大きな課題になってきていると認識しております。それからもう1つは、社会のニーズに対応した教育研究サービスの提供ということです。社会活動がグローバル化、情報化する中で、我が国の高齢化が進行しております。あるいは、自然環境の保護が重要視される等、教育をめぐる環境も大きく変化をしておりまして、そういった社会的なニーズに対応した教育あるいは研究サービスの提供が求められているのではないかと思います。

こうした激変する環境変化の中で、学校法人の運営の変革ということでありますが、これも先ほど来お話をございましたけれども、学問の自由や大学の自治をまず基本としまして、学校法人の運営の在り方を考えることが大事だろうと思います。こうした情勢を踏まえ、平成15年の大学設置基準の大幅な弾力化が行われまして、社会のニーズに機動的に対

応することが可能になってきたという状況にあります。

学校法人の運営規制の緩和により学校運営の弾力化が可能となりましたが、他方、学校法人のガバナンスの充実ということが強く求められています。それから、学校法人の運営に対する利害関係者への説明責任が、今、求められてきていると思います。

#### 学校法人の会計不祥事

最近の新聞等で学校法人の不祥事と言ってもいいような問題が報じられております。私は、監査人の立場から4つほど取り上げてみました。

1つ目は、大学設置基準を満たすために寄附金を架空に計上したケースです。これは個人等からの借入金を寄附金として架空に計上した事件です。

それから2つ目は、医学部の受験者の父兄から入学手続き前に受け取った寄附金を簿外処理して、グループ法人に分配したケースです。

それから3つ目は、財政難から就労目的で首都圏に居住している多数の中国人留学生を受け入れていたケースです。その後、経営難で閉校になったわけですけれども、文科省による短大を運営する学校法人の解散命令が出たというケースです。

それから4つ目は、先ほど申し上げた金融危機の下で、資金運用で始めたデリバティブ取引により多額の損失が発生したケースです。これは不祥事というよりも、非常にリスクが高いということを承知されて投資されたかどうかということがあります。いわゆる、リスク管理の問題であります。

#### 学校法人のガバナンス

学校法人のガバナンスというテーマへ進みたいと思います。学校法人をめぐる環境は、非常に厳しくなっています。状況的には非常に複雑になっているだけではなくて、極めて難しい環境にあるわけです。学校運営自体の自治を堅持しながらそういう厳しい環境に対応できるように、学校法人自体のガバナンスの充実、確保が重要になったというふうに思います。

先ほど来ちょっと申し上げた不祥事についていろいろ検討してみると、いくつかの課題があるように思います。

1つ目は、理事会や評議員会がどういうふうに活動していたのかということです。特に理事の方や評議員の方が地域の有力者だとか、あるいは有名人が名誉職として就任しているということによって、その理事会や評議員会そのものの活動が十分に機能を果たしていなかったのではないかということが言えます。

それから、2つ目としましては監事さんについてであります。常勤監事の方が少ない上に、監事の監査経験の不足や監査知識等の専門性が十分ではないという課題が見受けられます。また、その監事さんの下で働くスタッフが非常に少ないという状況になっております。

それから、3つ目としましては内部統制の課題ということで、形式的には内部統制組織が整備されていましても運用面で機能していなかったのではないかというケースが少なくありません。

それから4つ目は、これは外部監査人の課題です。これは、われわれ監査法人や公認会計士の話です。学校法人をめぐる経営環境は大きく変わってきていると思います。リスクが非常に高まっているわけですけれども、監査している側の公認会計士だとか監査法人自体も、学校法人の運営環境の変化に適切に対応してなかつた面があったと認識しております。

### 三様監査の充実

こういった状況の下、外部監査あるいは内部監査が三様監査といわれる中で、どういった形で連携していくのかということを述べてみたいと思います。

まず、株式会社の監査では、外部監査の有効性及び効率性を確保する観点から、外部の第三者である独立した会計監査人には、監査役又は監査委員会との間、あるいは内部監査人ととの間の連携が、今、非常に求められております。

具体的に申し上げますと、1つ目は、先ほどちょっと申し上げた昨年4月から導入されております内部統制監査ですが、これは金融庁に置かれている企業会計審議会が公表しております「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準」におきまして、監査役だとかあるいは監査委員会との連携が、公認会計士、監査法人の側に求められています。

それから2つ目ですけれども、日本公認会計士協会の監査基準委員会が公表しております報告書第25号がありますが、特にその中で「監査役若しくは監査役会又は監査委員会とのコミュニケーション」を十分にとることが求められております。

それから3つ目ですけれども、日本監査役協会との間で「監査役若しくは監査役会又は監査委員会と監査人との連携に関する共同研究報告」が公表されております。これもつい最近のことなのですけれども、外部の監査を担っているわれわれと会社の監査役さんとの双方で連携をきちんとやっていくことをお互いに徹底しましょうという確認をしております。

それから最後のところですけれども、日本公認会計士協会の監査基準委員会報告書15号が公表されており、ここでは、「内部監査の実施状況の理解とその利用」で、先ほど申し上げた三様監査の一環として、取締役の下に置かれております内部監査機構と連携をきちんとやっていくことが要求されております。これらの委員会報告書等は日本公認会計士協会の会員向けですけれども、日本公認会計士協会は、監査役や内部監査人との連携を会員に求めております。そういう意味では、今回、設立されました大学監査協会のほうでも学校法人監査においても同じような連携をぜひ検討していただきたいと思っております。

こういった意味で三様監査間での連携は非常に重要なわけですが、ガバナンスの基本は、まず、学校法人そのものが適正な会計処理等を遂行する体制を整備することです。

で、そのためには内部監査機能の整備が望まれていると思います。内部監査制度が整備される中で、外部監査を行っております公認会計士あるいは監査法人と監事監査を担当される監事の方々、それと内部監査人との間の三様監査の連携によって、ガバナンスの充実ということが可能になると考えております。

### 学校法人会計制度の整備

次に、学校法人会計制度の整備あります。学校法人というのは先ほどもお話をございましたが、社会の公器、公の器としてガバナンスを充実いたしまして、ステークホルダー、利害関係者に対して学校法人運営の現状を説明するということが重要だと思います。そのためには有効かつ適切な財務情報の提供が必要です。

まず、学校法人の説明責任の対象ですけれども、考えられる対象の1つ目は、学生とその父母といいますか、入学金だとか授業料の納付者に対する説明責任。それから2つ目としては官庁、国だとか地方公共団体等の補助金の提供者。それから3つ目としましては、寄附金を出してくれる方も社会におられますので、いわゆる社会一般に対する説明責任が必要だろうというふうに思います。

学校法人の会計基準に基づいて作成する計算書類には、1つは資金収支計算書、2つ目は消費収支計算書、3つ目には貸借対照表があるわけですけれども、会計基準については、これからもまだ改善する余地があるのだろうと思います。現在、株式会社についても会計基準の改革が進められており、会計基準がどんどん高度化していく状況にあります。会計基準の見直しは、非営利法人の会計基準全般についても言えることであり、学校法人だけに会計基準の改革を求められているわけではありませんが、学校法人においても、企業会計の変化を常時考えていく必要があるだろうと思います。

国立大学法人のほうは企業会計原則の適用を掲げております、会計ビッグバン以降、株式会社等の会計基準が改正されますと、それについて同じように変えてきているという状況にあります。国立大学法人というのは納税者という国民の監視がありますので、そちらに説明責任を果たさなければいけないということがあります。そういう意味では、私立学校のほうは会計基準の改正について少し遅れている面があるのではないかというふうに思います。

### 学校法人監査とディスクロージャー

学校法人監査とディスクロージャーについて申し上げます。まず、1つ目は、学校法人の監査の在り方ということあります。現行の外部監査は、私立学校振興助成法に基づく補助金のための監査、すなわち、学校運営のための助成金の適正な配分と永続的な維持を可能にするための法定監査ということになっております。

しかし、先ほどちょっと申し上げましたように、学校法人の社会的使命と意義ということを考えますと、学校法人は自ら説明責任を果たしてガバナンスを確保していくという責

任があると考えます。そういう意味では、学校法人監査というのは、私立学校振興助成法の監査に加えまして、私立学校法で導入されるという性格のものではないのではないだろうかというふうに思っております。

それから2つ目としましては、ガバナンス機能と財務報告のディスクロージャーであります、学校法人のガバナンスの最終的な担保というのは、監査法人だと公認会計士の監査を受けた財務情報を含む学校情報を利害関係者に対してディスクローズするということにあります。

現在でも私立学校法に基づきまして計算書類を各学校に据え置きまして、利害関係者の閲覧に供することが要求されているわけですけれども、学校によっては広報誌だとかホームページ等で開示しているところも多いと聞いております。将来的には文科省の大蔵所管の学校法人につきましては、公認会計士等の監査済みの財務諸表の開示という、ディスクロージャー制度の導入も検討課題ではないだろうかというふうに思います。

#### 終わりに

駆け足でしたけれども、最後に、いくつかの点を申し述べておきたいと思います。

最初のあいさつの時に申し上げましたけれども、我が国の資源というのは人的資源しかないわけで、これからも状況が変わるものではないと思います。現在、我が国は工業立国や貿易立国として世界第2位の経済大国になってきているわけですけれども、これはやっぱり、日本の国民が勤勉で、教育水準の高い人的資源を輩出してきて、それに依存しているというふうに思います。これからもそういう意味では、わが国の発展は人材に依存していかなければならないわけで、学校法人というのは我が国の将来を担う人材を育成するという大きな社会的使命を担っておられます。

それから2つ目としましては、学校教育及び研究が我が国発展の基盤であるということですね。我が国の経済活動自体がグローバル化し、大規模化し、あるいは多様化、情報化している。こういった状況の中で、学校法人は、これにマッチした人材を育成して研究基盤の向上に取り組む必要があると考えます。学校法人の健全性を確保しながら有効かつ効率的にこういった課題に対応するには、学校法人のガバナンス機能の充実が非常に重要だらうと思います。

会計監査の役割ということでありますが、日本公認会計士協会は、公認会計士が学校法人のガバナンス機能を担う会計・監査の専門家として学校法人監査の充実に取り組めるよう、会計基準の整備、会計監査人の育成、監査技能の向上等に精力的に取り組んでまいります。従来も協会としましてはそういう役割を果たしてきているわけですけれども、これからのが国の社会的基盤の充実という観点からより一層精力的に取り組んでいきたいと思っております。その中でぜひとも大学監査協会さんのはうとも三様監査の一角ということで一層連携を深めまして、一緒にやっていきたいと考えております。

ちょっと駆け足で雑ばくな話ではありましたので、分かりづらい点があったかと思いま

すが、私のお話はこれで終わりにしたいと思います。どうもご清聴ありがとうございました。

【司会】 私学のこれからガバナンスをどうやって充実させていくかということでお話をいただきました。お話の中にもございました私どもの協会の設立の趣意書にもございますが、おそらく私どもの学校法人をめぐる監査の中でいちばん欠けておりますのは内部統制、内部監査ということでございます。その三様監査の連携、充実ということで、今日はまず増田公認会計士協会会长にお話しいただいたわけでございます。

それでは続きまして、世界的な機構にもなっております、内部監査協会のある意味では日本支部という、日本内部監査協会がございます。公認内部監査人という資格を出すなど、いろいろなかたちでわが国における内部監査人の育成にご努力されている協会でございます。その中村会長に内部監査の立場から学校法人の問題についてお話をいただければありがたいと思います。

よろしくどうぞ。

#### 講演2

中村 清 氏

社団法人日本内部監査協会 会長

ご紹介いただきました、日本内部監査協会の中村でございます。このたびの大学監査協会の設立、ならびに本日の設立記念講演会の開催を、設立発起人の一人といたしまして、心からお祝い申し上げます。先ほど、増田会長からご丁寧なお祝いのお言葉がありましたので、私の方からはこの程度にいたしまして、早速内容に入らせていただきます。

ここでひとつ皆様にお詫びがございます。増田会長は細かいレジュメをご用意されていましたが、私はそういったものを用意しませんでしたので、この点は皆様に大変申し訳なく思っております。短い時間ではございますが、内部監査としての立場から、いろいろとお話をさせていただきますので、宜しくお付き合ください。

まず、入り口といたしまして、教育基本法の改正についてお話させていただきたいと思います。皆様ご承知のとおり、教育基本法は平成18年、当時の安倍内閣において、実に59年ぶりに改正されました。

この内容については、私も、よくぞここまで抜本的な改正ができたものだと大変感心しておりますが、今日はその中でもいくつかの特徴を申し上げたいと思います。まず1つめは、公共性を尊重するということがはっきりと謳われている点であります。この公共性に

については、戦後、ややもすると非常に軽く見られがちでした。私も、とある審議会の委員をやっていた時に、臨席された先生方に対して公共性というものを一体どう考えているのですかと質問したこともございましたが、この公共性の概念をはっきりと謳ったという点は、大きな進展であったと考えております。

伝統や文化を尊重するということも、戦後軽んじられてしまいがちではありました、改正教育基本法では高らかに謳われております。さらに、道徳心というものを尊重するということ、これは長年の懸案ですけれども、これについてもはっきりと謳いました。それから日本を愛する気持ち、さらには地域を愛する気持ちというものが大切だということも明記されております。

また、私も含めて、日本人には、概して宗教というものにあまり感心が無い方が多いかと思われます。皆様も外国に行かれると、宗教の大切さというものを痛切に感じられるかと思いますが、この宗教に関する一般的な素養や教養を高めるということも、改めて謳われております。

それから、本日は先生方も多くご参席かと存じますが、改正教育基本法では、先生方の職務についても、「教員は自己の崇高な使命を」というように、「崇高な」と表現されております。この崇高な使命を深く自覚しなければならないと、このように明記されているのあります。私の学生時代などには、先生というのはやはり尊敬の対象でありましたので、このような事が謳われている点については、私としては、大変素晴らしいと考えておる次第です。

このように、教育基本法がまさに崇高な理念を掲げて改正されると、それにふさわしい業務運営をしていかなければならないわけですが、先ほど増田会長からお話があったように、企業のみならず学校についても、不祥事というものがあとを絶ちません。こう言つては失礼ではありますが、学校に関連した不祥事というものは、今に始まったことではないようにも思っております。このようなことからも、やはり教育基本法のこういった要請を実現できるような、これにふさわしい業務運営の質を、これから一段ずつ高めていっていただきたいと、このように感じておる次第です。

さて、近年、企業のガバナンスというものが大変注目を集めておりますけれども、これに関連して、内部統制ということが昨今非常に重視されておりますので、この内部統制について所感を述べさせていただきたいと思います。

昭和 20 年代、内部統制に関して議論されるようになった当初は、内部統制と内部牽制とは同義に用いられておりました。その後、昭和 26 年に当時の通産省が公表した「企業における内部統制の大綱」では、内部統制が、人的保証としての内部監査と物的保証としての内部牽制という、2つの側面から捉えることが明示されました。内部統制の定義については、その後も、計算的統制であるとか、あるいは計算的統制を離れたものであるとか、様々な議論がなされてまいりましたが、現在では企業会計審議会が示した内部統制の枠組みが

一般的であるようです。これについては、本日もここにいらっしゃると思いますが、八田先生が大変ご尽力をされ、中心的な役割を果たしてこられました。

この企業会計審議会の内部統制の枠組みにでは、内部統制は 4 つの目的と 6 つの構成要素から成っております。すなわち、4 つの目的とは、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、そして資産の保全です。ここで、3 つめの法令等の遵守については、単に法令のみを指すのではなく、広く道徳までをも含むものと思われます。

そして、6 つの構成要素としては、第 1 に統制環境があげられます。この統制環境という言葉は非常に分かりづらい部分もありますが、組織体の風土や文化、あるいは組織体制といった基礎基盤と同時に、経営トップの心構えや取組み姿勢といったものも含めた意味で用いられているようです。それから第 2 は、リスクの評価と対応。リスク・マネジメントという言葉は、もはや流行り言葉のようになっておりますが、これが入ってくると思われます。そして第 3、第 4 に、統制活動、情報と伝達、と続き、第 5 番目にモニタリングが挙げられておりますが、内部監査はこのモニタリングの一環として内部統制に寄与するのあります。そして第 6 番目には IT への対応と、このような枠組みで、今日の内部統制は、社会的にも幅広く認められている状況でございます。

私は常々、組織体の運営というものは、内部統制を縦糸とした長大なタペストリーを織り成していくようなものであると、このように考えております。もし、この縦糸が途中でよれてしまうと、横糸もねじれてしまったりして、これを美しく仕上げることはできないわけです。健全な組織運営という美しい織物を仕上げるために、内部統制という縦糸がまっすぐにになっていることを都度確認することが大切で、内部監査はこの役割も担っているのだと思っております。

ここで内部監査の一般的な定義についてですが、先ほども申し上げました企業会計審議会の内部統制の枠組みにおいては、「内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の基本的要素の 1 つであるモニタリングの一環として、内部統制の整備及び運用状況を検討、評価し、必要に応じて、その改善を促す」と表現されております。このようなことから、内部監査の重要性というものが、広く一般において認められるようになってきたのだと感じております。

今、認められるようになってきたと申しましたが、実は、1999 年 2 月に、日本内部監査協会は「内部監査の強化・推進のための提言」を公表いたしました。この当時、頻発する企業不祥事が世間を騒がせており、監査の重要性やコーポレート・ガバナンスの重要性について、連日のようにマスコミが取り上げていたのですが、内部監査については全く触れられることが無かったのです。そこで、内部監査協会といたしましては、提言を公表することにしたわけですが、これを契機として内部監査に関する認識がだんだんに高まってきたと、このような関係にあるのではなかろうかと推察しております。

先ほど、増田会長のほうから三様監査についてお話をございました。三様監査については随分古くから言われておりますけれども、その中身については、糺余曲折を経て今日にいたっております。一説によれば、5段階は経たのではないかとも言われておりますけれども、いずれにしても、学校法人における三様監査では、まず監事監査というものが非常に重要であります。この監事監査は、先ほど増田会長もおっしゃったように、会計監査のみならず業務監査をも含むものです。また、監事監査というものは、学校法人の内部にあって、同時に外部監査的な発想をも持ち合わせております。すなわち監事監査は、学校法人がみずからの社会的責任というものを十分に果たしているかどうか、あるいは外部に説明責任を果たしているかどうかといった、法人の外部者の視点に立って監査を実施しており、そういう意味で、外部監査的な側面も持った監査であると言えるのではなかろうかと思っております。

一方、内部監査というものは、トップの意向を受けて会計や業務全般について自己点検を行うものであります。しかし、内部監査の場合にも、先ほど触れた統制環境に照らして、時にはトップに上申することもあると思います。

そうしたことから、学校法人の場合にも、それぞれ独自に理念や目的、方針、伝統といったものを有しておりますので、それぞれの風土に合った内部統制を組織するのに最も有効なやり方を模索していくことが必要なではなかろうかと感じております。

さて、三様監査の連携といった場合に、色々と前提が必要にならうかと思います。すなわち、連携の前提として、それぞれの立場を尊重していくという姿勢が無ければなりません。お互いに尊重をし合えないような関係では良好な連携を図れないというのは、これは申すまでも無いことでございます。

相互に尊重し合うといった場合に、最も重要なのは、やはり相互の仕事の質への信頼ということです。この仕事の質については、個人としての質と、組織としての質という2つの侧面で捉える必要がありましょう。個人としての質については、内部監査には、CIAという国際的な専門資格の制度があり、この資格の取得者は近年非常に増加しております。また、組織としての質については、品質評価制度があり、これら両面で、内部監査の質を向上させ、他の監査からの信頼に堪えうるよう、取組みを続けておる次第です。

ただ、正直に申しまして、内部監査が従来どちらかといえば軽視されてまいりました最大の原因是、ラインの人がある日突然監査室に配属されて戸惑いを感じているということ、また、そのような人の実施する監査が専門性に欠けていたということではないでしょうか。さらに、過去においては、監査関係部門に対する世間の認識もあまり高いものではありませんでした。このような状況が、日本内部監査協会設立後も40年ほど続いておりましたが、その間、協会としては世界に目を向けていろいろとやってきたわけでございます。

先ほども少し触れましたが、各大学によって、内部監査に対する考え方も不統一なようになります。近年、私立学校法によって監事監査による業務監査が定められ、そのこと

にも関連して内部監査部門を設置する学校法人が増加傾向にはありますが、それでも学校法人における内部監査の組織率はまだ半分にも満たないという話も仄聞しております。しっかりとした内部監査を実施されている大きな大学がある一方で、地方の大学ではまだそこまでいたっていないというように、学校法人の内部監査にはばらつきがあるというのが実情かと思われます。私どもいたしましては、このようなばらつきを是正し、学校法人における内部監査が三様監査の一翼を担うにふさわしい存在となっていただけるよう、努力していきたいと考えているわけでございます。

最後になりますが、やはり倫理の無い監査はもう許されない、健全な活動というものはもう許されないのだと、そのような気構えを持っていただきたいと思っております。内部監査の場合は、特にこの倫理というものが必要になるかと思っております。内部監査についての倫理規則などにおいても、誠実性、公平中立といった理念を掲げておりますし、私ども内部監査の立場いたしましては、このような理念に見合った自律的な機能として、これからも向上していきたいと、そのように考えております。

大変雑駁ではございましたけれども、以上をもちまして、内部監査についてのお話を終わらせていただきたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

【司会】 ただいま学校法人の監査の仕組みの中でいちばん遅れております内部統制、内部監査の問題についてお話をいただいたわけでございます。先ほど公認会計士協会の増田会長のお話にもデータとして出てまいりましたが、私立大学の内部統制の仕組みはまだ国立大学に比べて3分の1ぐらい、30%ぐらいしか整備がされてないということでございます。私どもはそういう意味で今日、あえて内部監査協会の中村会長にお越しをいただいたわけでございます。冒頭から今、日本の私立大学は教育基本法の要請にちゃんと応えているのかどうかというようなところからお話が始まりまして、私どもとして深く考えなければならないお話をいただきました。ありがとうございました。

それでは最後になりますが、当協会の会長の奥島先生からお話をいただきたいと思います。皆さんご承知かと思いますが、奥島先生のご専門は商法でございまして、コーポレートガバナンスという言葉を手掛かりにユニバーシティガバナンスという言葉を日本ではやらせた張本人でもございます。そういう意味で、大学の経営者という立場から監査の仕組みについてどうお考えなのか、お話を伺いたいと思います。

では奥島先生、どうぞ。

講演 3  
奥島 孝康氏  
一般社団法人大学監査協会 会長

皆さん、こんにちは。大学監査協会なるものが立ち上りまして、とにかく会長をやれということで大変困りました。現在、私、スポーツ関係を中心として、会長とか、それから理事長とかという職をこの間数えてみたら 20 ぐらいやっていました。その中でもいちばん厄介なのが今、就任したばかりの高野連という日本高校野球連盟の会長であります。そのほかにもいくつかややこしいのがありますと、再建団体もたくさんありました。現在、この再建団体をようやく全部再建し終わったところで、私も少しのんびりしたいというふうに思っていたわけありますけれども、とにかく長年の親友であります藤田先生からのご要請でございます。友人としてはこれに応えないわけには義理を欠くということでありまして、「乃公出でずんば」などいう気負いは全くございません。

さて、私が今、いちばん苦労しております内部統制の問題は高野連の問題と、それから日本相撲協会の経営審議会の委員もやっていますので、その相撲協会の内部統制の問題であり、これがいちばん頭の痛い問題であります。武藏川理事長と話してようやく本格的に手を付けるということになりました。どれぐらいうまくいくかどうかはわかりません。そんなわけで、今、この問題を考えていくと、すぐにこの相撲協会みたいなものが頭をよぎるわけであります。つまり、何一つこの法律的な手を打ってない団体というのが歴史と伝統のみを誇る相撲協会であります。それに対して高野連というのは全員ボランティアの団体ですから、比較的うまくゆきそうです。私が就任した時に人から、人からというよりも教え子たちは遠慮がないもんですから「先生、いくらもらっているの？ 何千万？」というふうに言わされましたけども、もちろんご存じのようにこれは無給であります。無給どころか持ち出しでありますと、大変愉快な団体であります。その点はさすがにボランティア団体でありますからもうはっきりしたものです。ただ、ボランティア団体にも、たくさん関係しておりますと、自分はボランティアだからこうだというようにえらくふてぶてしいのとか、あるいはうるさいのとか、いやらしいのとかというのが結構多いんですね。高野連も全体がボランティアで運営されておりますので、それで時々「エラソー」と悪口を言われるような事件が起こっていたわけであります。そういうわけで、今後高野連の運営についてもこの内部統制のシステムをいろいろ考えておかなければいけない。こんなことを今、考えているところであります。

さて、大学についてはどうかといいますと、先ほどご紹介がありましたように、私は 1998 年に『大学時報』258 号で最初に「ユニバーシティガバナンス」という言葉を使ったというふうに思っております。それからまた、「大学のガバナンスと内部統制」の問題についても『大学時報』312 号、で、2 年前の 2007 年に最初に書いたという覚えがあります。そういう

ことで、私はこういうことについての問題提起はさせていただきました。しかし、そのあとはいろいろ専門家の方たちが議論なさっております。私が少し本格的に勉強したというのはコーポレートガバナンスフォーラムの理事長を 2003 年まで 10 年間ぐらいいつておりましたので、そちらのほうを少し勉強したということです。

そのガバナンスというものは、私に言わせれば経営に対するチェックないしはモニタリングであります。そういう意味では、これは広い意味で監査ということになります。会計的な監査というのはここから始まって、とりわけ財務情報の信頼性をいかに確保するかというところから問題とされるようになってきたわけです。わが国でも平成 16 年ですか、私立学校法の改正によって財務情報の公開が義務付けられました。そういう意味では私立大学はすべてこの財務情報の内容を公開しなければならなくなつたのですが、公開といつても、要するに書類を備え置き閲覧に供すればよいということありますけれども、それが一応義務付けられたということです。大学の場合、いわば内部統制の取っ掛かりのところが、今、始まったということは、先ほどの豊岡参事官のお話で皆さんもお聞きになったところであります。

さて、問題はどういうところにあるかということありますけれども、私立が直面している段階というのは、ご存じのとおりアメリカの危機というものの影響で、例えば私大の最もお宝であります大学の運用資金というもの、これを欠損させているという状況です。一説には 1,000 億円近い評価損を出した大学があるとか、あるいは早稲田の場合のように 30 億ぐらい評価損を出したとかいうようなことがいろんなところで言われております。そういう意味ではこれから不透明な世の中では、これが不思議なんですね、この情報公開ということをやればやるほど世の中は不透明になってくる。それがアメリカのやり方であります。ご存じのように、ビッグ 8 というふうに言われたあのアメリカの大きな会計事務所。これが、全世界の大企業の経理を監査すると言ひながら同時に経営指導もしていた。指導も監査も両方やっていたわけです。アーサー・アンダーセンの倒産という世界最大の監査法人の倒産が象徴的でありますように、彼らの指導に従ってやっていくべきかといったら、決してそんなことはない。現在そのビッグ 8 と言われた監査法人はビッグ 4 と半分に減ってきておりますけれども、半分に減っているそのビッグ 4 の指導でこれらの世の中が再度指導されるのかと思うと、これは背筋がうすら寒くなるという、そういう思いがいたします。そういうひどい状況が一方にあるということですね。つまり相当考えておかないと、いろんな外側からの指導を受けると指導料をたくさん取られるだけであって、だからうまくいくということになるとは限らない、という問題がある。そして、他方には、私学の最大の危機である定員割れ。つまり 18 歳人口の低下というものがある。この 2 つの大きな問題を抱えながら、私立大学はやはり自分たちでやっていかなければいけないということを考えざるを得なくなつたというのが、この協会の設立の背景であります。

現在、私大連、私大協という事業者団体があります。そしてなぜこの大学監査協会という新しい団体が必要なのか。考えてみてください。私大連の中でもこの監査の問題をやつていた。しかし、私大連とか私大協とかいわれるものは、ご存じのとおり一種のプレッシャーグループであります。つまり、自分たちの団体の存続を何とかはかるためにプレッシャーグループとして政治的に働いたり、共通の問題に協力して対処したり、とにかく社会に向けていろいろなかたちでアピールしていく、そういう役割を果たしています。この大学監査協会というのは自立のための参謀本部です。自分たちの大学が自立していく、そのためのコンサルタントであり、勉強会であります。自立のためのテクニックをどうやって確立していくかというアドバイザーであります。そういうふうに役割を分担していくかないと、これからこの困難な世の中を生き抜いていくのは非常に難しいだろう、というのが私の考えております大学監査協会の存在意義であるということであります。わざわざ協会とか、それから連盟とかがあるのにこういうものをつくるという、そういうことを考えなければいけないような世の中になってきたということである、と考えておく必要があります。

それを私の専門であります会社法のほうから言いますとこういうことになります。会社法で監査というのをどういうふうにわれわれは考えるかというと、要するに法律的には会社というのは株主のものでありますけども、株主は自分たちが経営に携わっていないから経営の実際は分からぬ。だから、自分たちに代わって経営の内容を確實につかもう、つまり出資者保護ないしは所有者保護という、そういう役割が会社法における監査であります。ところが、今ではその会社法における監査はだんだんと変わってきております。つまり、これから会社の株主になろうとする投資者たちがこの株式を買っていいのか悪いのかという、そういうことを考えていくときの判断材料、判断資料、そういうものが監査報告などによって初めて開示される。その監視・監督というものへ次第に重心が移ってまいりました。

このことを今度は大学の場合に移して、大学の場合に監査が何故必要かということになります。基本的に大学の構成員は教職員、それから学生です。もともと、理屈を言えば、大学はこれらの人ものでありますけれど、大学という共同体の中で、その経営の中身がどういうふうになっているかということが構成員の中で問題になっていた。ところが、今、大学はそうではない。例えば生き残っていくためには大学は何をしなければいけないか。どのようにして大学の評価を高めていかなければいけないかということが問題であります。評価を高めていくためには受験生とか社会にアピールするようなもの、そういう内容というものをこの監査で明らかにしなければいけない。つまり単なる財務情報の信頼性を確保するということだけではなくて、教育研究に対する社会的な評価というものをどうやって獲得していくかということが、これから問題になってくるわけであります。

したがって、この大学監査協会における監査の意味合いというのは、例えば会社における会社法と、それから金融商品取引法、いわゆる金商法の役割分担と同じようにと言いたいのですが、そういうものがないだけに、私たちはこのことを連盟と監査協会というかたちでしっかりとそれを分担して説明責任を果していかなければいけない時代になったんではないか。

つまり、大学においてわれわれがこれから非常に重視しなければいけないのは、財務情報についてはもちろんすけども、一番重要なのは対外的な評価であります。この評価というものは、例えば文科省の国立大学の評価あるいは大学基準協会の評価、あるいは世界で勝手にやっている勝手連の評価、いろんなものがあります。それから新聞などでも大学ランキングというようななかたちで評価される。とりわけ教育に対する評価といわれるようなものにどういうふうに対応していくか。つまり、先ほどから申し上げておりますように、各大学の自立のための方策をどういうふうに探していくかということをサポートしてゆくのがこの大学監査協会の目的であるといえます。そしてまた、そのためのテクニックというものを開発していく。そういうことを考えてこの協会がつくられることになったということを、最初に皆さんに申し上げておかなければいけないということであります。

そこで皆さんもご存じのとおり、大学のガバナンスの場合について考えていきますと、そこで大事なのは、これまで財務に対するガバナンスであった。組合でこればかりを私立大学は責め立てられて、苦しめられてきたのではないかというふうに思います。教育それから研究については、まず大学内で労働組合に突き上げられたなんていうことはあまりないのではないかと思います。それは強く主張すれば主張するほどに自分たちに跳ね返ってくるからです。ところが、今や大事なのは、先ほどから申し上げていますように対内的な問題ではない。対外的なところに監査の比重が大きく移ってきてているわけです。そうすると対象は教育と研究であります。もちろん教育の部分は対内的にも非常に大きな意味がある。つまり、学生たちの出してきた授業料に見合うだけの教育をわれわれは与えているかどうか。そして、学生たちに対する教育の裏付けとなる研究というものがどれぐらいできているか。こういうことが評価に直接つながってくるわけです。現在の大学評価においては、財務の問題というのもう極めて内容的に評価が低くなっています。もっとも、評価という観点ではなく、経営という観点からは、財務の問題は依然、厳しい問題として残ります。そういうことを考えていくと、ガバナンスの中心といわれるものは今、申し上げたように教育研究のほうに比重がどんどん移ってきております。そうすると、ガバナンスと、今度は内部統制が問題になります。ご存じのように、ガバナンスというのは経営に対する監視監督チェックです。ガバナンスというのは経営者に対するものですね。それに対してこの内部統制というのは経営者に対するのではありません。経営者の会社、従業員に対するチェック、モニタリングであります。そういう意味で、ガバナンスと内部統制はちょうど逆向きの監視・監督システムであります。

そういうわけで、今度は内部統制をどういうかたちでもってやっていくかというときに、財務については、これはラインをずっと見ていいければいいですから比較的簡単です。しかし、このシステムを構築しておくことが非常に大事なことなのです。なぜ大事かといいますと、内部統制ということをちゃんとやっていくということは経営者にとって責任を免れる理由になるからです。もちろん会社法のもとでは、その346条であるとか362条であるとか418条であるとか、そういった内部統制に関する規定は用意されておりませんけれども、こういう規定があるなしにかかわらず、今では経営者に対しては内部統制の構築義務というものが課せられております。

それが有名なあの2000年の大阪地裁判決のいわゆる大和銀行事件であります。大和銀行事件の場合には、もう1回思い出していただきたいと思いますけれども、ニューヨーク支店でディーラーが勝手に取引して800億円余りの損失をもたらした。それを株主代表訴訟でもって、経営者たちは800億円会社に対して損害を与えたとして、その損害賠償請求をやられた。第1審はそれを認めたんです。なぜ認めたかというと、経営者というものは本来、損失発生の未然防止義務というものがあるというのです。損失発生の未然防止義務を尽さなかつたことが経営者の善管注意義務に違反すると、こういうふうに判決がいったわけです。ちょっと行き過ぎではないかというふうに言われたのですけれども、世の中はこの判決で一斉に動き始めた。ですから、例えば大学の経営者であっても、大学内で自分の目の届かないところで大きなお金が動くようなシステムに気づかないでありますと、そこで生じた損失に対する損害賠償の請求をされることがある。しかし、逆にそういう問題の扱いについてちゃんと規定をつくって、それに対してはこういうふうなチェックができるというようなことをちゃんと決めておれば、責任を免れる。つまり、内部統制システムをつくるかつらないかというのは、万一の時の経営者の責任を左右するのです。だから、今、世の中の企業は内部統制、内部統制と言っているわけです。そのシステムをきちんとつくっておけば自分たちは責任を免れることができる。もともと経営者が隅々まで目が届くはずはないのです。特に大学のようなんきな経営者は絶対にそうです。しかし、このままだと、万一損害が発生すれば経営者は責任を問われるんです。内部統制でもってそういう問題に対するチェックのシステムをつくっておれば、例えそれが働くなくても経営者たちはきちんとそこまで気を配っていたわけですから、つまり、経営者としての善管注意義務を尽くしているわけですから、責任は負わなくてすむと、こういうかたちになるわけです。

そういうふうな内部統制システムというものが今、ガバナンスというものを支えるために出てきている。今まで取締役を中心とする経営者がこの監視監督の下に置かれている。ガチガチにやられている。「あんたたち、万一のことがあったら善管注意義務違反を問うよ」と、それをチェックするシステムは非常に発達してきた。それは当然であります。経営者が大きな権限を持つからです。ローマ以来、権限と責任というものは相関関係にあります。権限が大きいものには大きな責任が負わされるというのは、これはローマ以来の鉄則であ

ります。そういうふうに考えていきますと、経営者に対する責任の追及というのが厳しくなるのは当たり前であります。しかし、そろばっかりだと、今度は、経営者はやっていけません。何があっても経営者が悪いというかたちになりかねないからです。経営者の目が届くのはごく一部であります。自分の目の届かないところで損害が生じても責任を負うというのではたまたものではありません。そこで内部統制という一種の免責事由ができた。いまやもう経営者はこれに夢中になっております。取締役はここに初めて救いを見出したといわんばかりなのです。

そういうことでもって、われわれは今、大学においてもこのガバナンスだとか、それからこの内部統制システムの構築だとかが重要です。内部統制もガバナンスのある側面だと私は考えておりますけれども、そういうものをどういうふうにして大学で実現していくかなければいけないのかというようなことを、これをきちっと考えていかなければいけない。その教育はこの協会の一つの仕事であろうと私は思っておりますが、大学も会社とそういう意味ではほとんど異ならない世の中が到来したということをわれわれは今、考えているわけであります。もちろんそのためにはこれら以外にも時代によって新たに発生するさまざまな問題を考えなければいけないでしょう。先ほどお話をあったように、企业文化があるように大学文化というものを育てていかなければいけない。その大学文化というものは、やはりこの統制環境というか、つまり内部統制システムの構築ができるような、そういうことをみんなが心掛けてつくり上げていくような職場としなければいけない。しかし、それをどういうふうに進めていくか。なかなか難しい問題であります。

そういうことを考えていきますと、われわれは今まで大学の健全な運営ということばかりを考えおりましたが、その健全さというのはほとんど財務上の健全さしか考えておりませんでした。私も総長の時には、最初は大学の経理の健全化なんていうことばかりわんわん言っていたものであります。しかし、途中から私も気付きました。もうそれだけじゃ駄目なんですね。教育研究について健全という言葉はありませんが、教育というものがしっかりと行われている。研究がしっかりと行われているということが大切なのです。これを教育研究の健全化なんていうのはぴったり来ないわけであります。しかし、そういうものが社会的な評価の対象として評価の非常に大きな要素を今日では占めているということをわれわれが考えたときに、大学の経営というものの中でそれをどうやって実現していくか。そして、そういうものをまたどうやって評価していくか。つまり、それが世間にどれぐらいアピールしているのかということを、計測不可能だとは思いますが、ある程度の計測というものはできるわけであります。朝日が出している大学ランキングというのなんかを見ると、こんなことで本当に計測できるのかと思いませんけれども、とにかくある程度やっぱり世間から分かりやすいやり方をしなきゃいけない。そうしないと大学自体の存立が危なくなる。つまりそういうサバイバルの時代に入ってきた。というのは定員割れ、これがもう非常に深刻化していくという回避できない問題であります。どうやってこれに

対処していくかということ。つまり、そういうふうな自助努力、つまり自立化の問題です。この自立化ということを考えていくことが、当協会の真の目的ではないかというふうに思っているわけです。

われわれは連盟・協会などに頼って国にお金をどんどん出してほしい、と要求してきました。私は国はもっと出すべきだというふうに思っています。今度『私立大学の経営マネジメント』という本が出ますけど、ぜひ私の、いちばん最初の部分にそのことを書いてありますので読んでほしいと思います。私立大学はいわば80年間みなしごハッチの生活を続けたわけです。80年間ですよ。昭和55年になってようやく私学助成法ということができた。それで少し一息つけるかというふうに思ったら、何のことはない。今、助成は経常費の12～13%に止まっているじゃないですか。ですから、私たちは連盟とか協会を通じてもっともっと手厚い私学に対するサポートをしてほしいということを政府に言い続けています。助けてくれという意味じやないんです。日本が外国と競争するためにはもう「人」以外いないんですから。この「人」をどうやって育てていくか。高等教育の8割を担っている私学をバックアップするということは、国として政策的にみて安上りで、効率的な手法あります。しかし、その一方、国にお願いします、お願いしますとわれわれが言っているだけではこれから世界には対応できない。そこをわれわれは自立化という目標を掲げてこの大学監査協会が担っていきたいと考えているのです。

内容的には私もだいぶ用意してきているのですけども、リスク管理の問題など細かいことを申し上げてもしようがありませんので、今日は協会設立の目的を中心としたお話をさせていただきました。ありがとうございました。

【司会】 本日の講演会はスピーカーの皆さんのご協力で時間的に予定どおり進んでまいりまして、ありがとうございます。講演会を閉じるに当たりまして、いくつかの私からお礼を申し上げたいと思います。

最初にお礼を申し上げなければならないのは、今日、大変お忙しい中、時間を割いていただきましてお話をいただきました文部科学省の豊岡参事官、日本公認会計士協会の増田会長、日本内部監査協会の中村会長、それから当協会の会長の奥島先生。2番目にお礼を申し上げなければならないのは青山学院大学に対してでございます。学年初めの大変学内がお忙しい中、私どもの講演会のためにこのような素晴らしい会場を提供していただきました。これは申し上げていいかどうか分かりませんけれども、私どもの協会は発足したばかりでまだあまりお金もございません。ご無理をお願いいたしましたところ、理事長が深いご理解がございました、無償で提供していただきました。心からお礼を申し上げたいと思います。これはここにもお見えですが、青山学院の大田原常任監事のご努力の賜物だというふうに承っております。それから最後になりますが、今日お忙しい中、わざわざご出席いただきました参加者の皆様にもお礼を申し上げたいと思います。今日は約100名と

いう大変大勢の方にご参加いただきまして、私としてはありがたいと思っております。

最後に、私どもの協会の若干宣伝をさせていただきたいと思いますが、長年、私は8年間にわたりまして日本私立大学連盟の中にございます監事会議の運営を担当してまいりました。8年間いろいろと議論してそれなりの成果を上げてまいったんですが、やはりある壁に突き当たったと言いましょうか、監事だけで集まって勉強してもなかなからちが開かないというところがございます。そこで三様監査ということも絡みまして、監事、公認会計士、それから内部監査の担当者、その3者が一同に会して何か勉強する場ができたらどうだろうかということで立ち上げましたのがこの大学監査協会でございます。

それから、監事会議は日本私立大学連盟の中の会議体でございますが、日本では私学の中にもいくつかの団体がございます。会員数としては日本私立大学協会のほうが多いでございます。そこで、この大学監査協会は日本私立大学連盟であるとか日本私立大学協会とか、あるいは日本私立大学振興協会とかというような従来の枠組みにとらわれずに、皆さんが自由に参加できる場になっていただきたい。おかげさまで連盟が中心なんですけれども、協会の関係者、関係している学校法人、多くの方々からも当協会にご参加をいただくようになりました、大変ありがたいことだと思っております。

今日、3人にご講演いただきました。冒頭のごあいさつも含めて、この協会が今後考えていかなければならぬいくつかのテーマをちょうどだいしたように私は思っております。特に今まで私立大学で遅れておりましたが、内部監査室を中心とした内部統制の問題でございます。今日、皆様方からいただきましたいろいろなテーマについてこれから研究会あるいは研究部会を立ち上げまして、年間を通して勉強会を続けていきたいと思います。まだ具体的な案はつくっておりませんが、でき次第、皆様方にご案内をしたいと思っておりますので、できるだけ大勢の方に積極的にご参加いただければありがたいと思っております。

それでは、改めて皆様にお礼を申し上げて本会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

（了）

### **【活動状況】**

- 2009年 1月 8日 発起人会  
協会の一般社団法人としての設立の承認と設立時役員の選出決定
- 2月 17日 第1回理事会開催  
理事会運営規則の制定と今後の事業活動について協議
- 2月 23日 会員募集開始
- 4月 11日 一般社団法人大学監査協会設立記念講演会  
午後1時～3時 於青山学院大学
- 5月 24日 協会ニュースNo.1発行

### **【活動予定】**

- 2009年 8月 8日 新任理事・監事研修会  
午後1時～5時 於上智大学

### **【編集後記】**

一般社団法人大学監査協会の設立にあたりましては、多くの学校法人、監査法人および日本内部監査協会、ならびに関係の深い個人の先生方に多大のご理解とご協力を賜わりましたことに心からお礼申しあげます。

今般、当協会の活動状況をお知らせするため、協会ニュースを発行することといたしました。第1号には会長のご挨拶と4月11日に開催いたしました設立記念講演会の記録を掲載しております。当日の講演会では本協会が今後取り組まなければならない多くの課題をご提示いただきましたので、これから研究会や研修会で取りあげていきたいと考えております。

8月には新任理事・監事の皆様を対象に、会計、監査、およびガバナンスを中心とした研修会を予定しております。皆様の一層のご支援をお願いいたします。

(専務理事 藤田幸男)

大学監査協会ニュース No.1 平成21年5月24日発行

一般社団法人大学監査協会

〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1

明治大学インキュベーションセンター内

電話 03-3296-7023 FAX 03-3296-7320